

災害時にもいち早く停電復旧することを目指し、 災害時等の電力の取引に関するルールを整備します

2018年9月の北海道胆振東部地震では、北海道全域で停電（ブラックアウト）が発生しました。この経験を踏まえ、**2020年7月1日**から、全ての事業者や電気の利用者が協力しあって電力システムを支える取引のしくみがスタートします。災害時においても、①電力市場を早期に再開する、②分散型電源を含め、発電設備を最大限活用する、③小売電気事業者に供給力の確保を促す、④電力消費量を調整するディマンドリスポンスを積極的に活用するなどにより、**いち早い停電からの復旧や社会コストの抑制**を目指します。

ブラックアウトが発生すると… (2018年北海道胆振東部地震の場合)

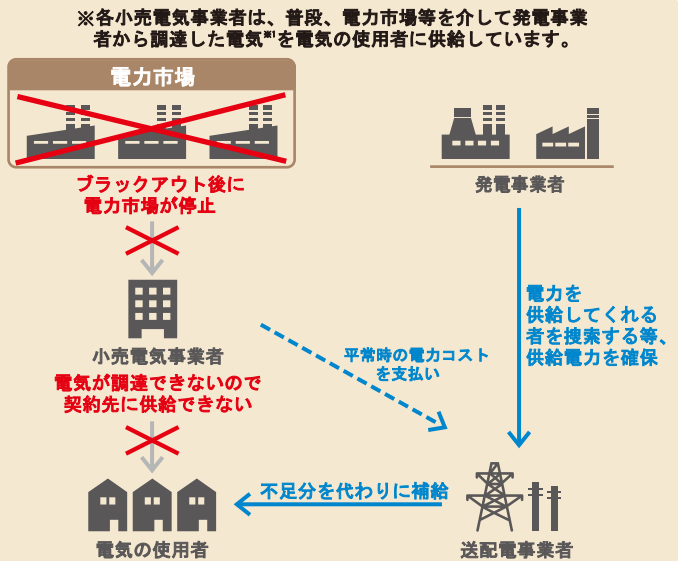
ブラックアウトの発生後、電力市場が停止され、長期間再開されませんでした。この間も、電気の利用者が停電しないようにするため、送配電事業者^{※2}が、小売電気事業者に代わって不足分を補給していました。

(青矢印 → の流れ)

この間は…

電力市場が閉じているため、供給できる電源があっても必ずしも販売されず、小売電気事業者にも電気を確保する手段がありませんでした。

- ※1 電力市場（発電所を所有する事業者等が電気を売り、電力供給を行う事業者が電気を購入する場所）で電気を購入する、発電所と直接契約を結ぶ、自ら発電所を所有する等の方法があります。
- ※2 送配電設備を維持し、電気の需給バランスを維持する義務を負う事業者を指します（従来の電力会社の送配電部門に当たります）。



これからは…

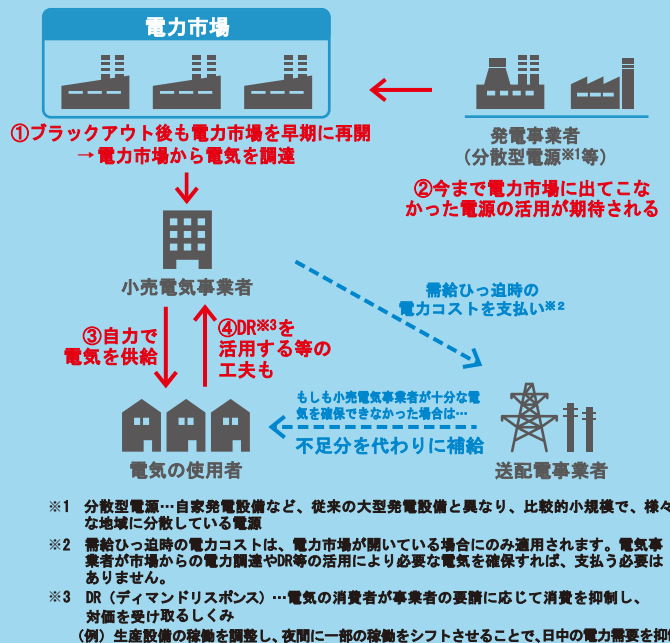
全ての事業者や電気の利用者が協力しあって電力システムを支えるしくみへ

- ①電力市場を早期に再開するためのルールを定めます。
- ②発電事業者は、電力市場再開後速やかに電気を販売できます。これにより、分散型電源を含め、発電設備を最大限活用できるようになります。
- ③小売電気事業者は、再開した電力市場やDRの活用を通じて自ら必要な電気を確保します。
- ④電気の利用者も、DRの中で、事業者の要請に応じ、効果的に電力消費を抑制します。

これにより…

こうした協力を通じて電気の供給を確保し、いち早い停電からの復旧や社会コストの抑制を目指します

- ※なお、小売電気事業者が供給力不足になった場合であっても、最終的には送配電事業者がその不足分の補給を行うため、十分な電力を調達できていないことをもって電気の利用者に対する供給が停止されることはありません。



- ※1 分散型電源…自家発電設備など、従来の大型発電設備と異なり、比較的小規模で、様々な地域に分散している電源
- ※2 需給ひっ迫時の電力コストは、電力市場が開いている場合のみ適用されます。電気事業者が市場からの電力調達やDR等の活用により必要な電気を確保すれば、支払う必要はありません。
- ※3 DR（ディマンドリスポンス）…電気の消費者が事業者の要請に応じて消費を抑制し、対価を受け取るしくみ（例）生産設備の稼働を調整し、夜間に一部の稼働をシフトさせることで、日中の電力需要を抑制

御契約されている小売電気事業者によっては、**料金メニューが変更される場合があります**。詳しくは、御契約中の小売電気事業者にお問合せください。

※小売電気事業者には、料金メニューを変更しようとするときに、電気の利用者の皆様への説明義務があります。こうした義務を守らない事業者との関係でお困りの場合は、下記窓口まで御連絡ください。

電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口 TEL：03-3501-1512（音声案内後）1823908、1825099、1824716

※本資料の内容に関する御質問は下記まで御連絡ください。

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室 TEL：03-3501-1512（音声案内後）4741